

令和2年
2020年
5月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年1回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について～瑕疵担保責任（売買②）～

先月1日より、改正民法が施行されました。前回に引き続き、瑕疵担保責任に関する改正点について、ご紹介致します。今回は、売買契約に関して、契約書の見直しの必要性の有無と見直しのポイントについてです。

契約書の見直しの必要性の有無

「瑕疵」の文言の修正の要否

履行の追完方法の選択権

民法の瑕疵担保責任の規定は任意規定（当事者が異なる内容の合意をしない場合に限り適用される規定）です。そのため、民法改正を受けて契約書の見直しを行わなければ直ちに大きな不都合や不利益が生じるわけではありません。また、取引先から民法改正を理由として契約書の見直しを求められた場合も、直ちにそれに応じる必要まではありません。

改正によって「瑕疵」から「契約不適合」に文言が改められましたが、実質的な変更ではありません。直ちに文言の修正が必要というわけではありませんが、法令の文言に合わせて契約書の文言も修正しておいた方が望ましいです。

新法下では、履行の追完（目的物の修補、代替物の引渡し等）に関して、原則としては買主に追完方法の選択権があるものの、買主に不相当な負担を課すものではないときは、売主に選択権が認められています。

契約解除の要件

買主の立場からは、希望する方法での履行の追完がなされない場合が発生し得ますので、売主の選択権を排除しておくことも考えられます。

時事ニュース ～賃金請求権の消滅時効期間の延長～

本年3月27日、賃金請求権の消滅時効期間の延長などを含む労働基準法の改正が成立し、本年4月1日から施行されています。これは、民法改正における消滅時効期間に関する改正にともない、これに整合するように労働基準法についても改正が行われたものです。

従来、労働基準法では、賃金請求権の消滅時効期間は2年と定められていましたが、改正後は5年に延長されます。ただし、当分の間は3年とされています。このような改正は、未払残業代の請求などの場面において、大きな影響があり得ます。改正後の規定は、本年4月1日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権から適用されることになっています。また、貸金台帳等の保存期間も、5年に延長された上で当分の間は3年とされています。

新型コロナウイルス対応関連情報のご紹介

新型コロナウイルス対応に関する情報が公的機関等から公表されていますが、そのうち、本ニュースレター発行時点で、インターネット上で公開されている、法務に関連する情報をご紹介します。

◆厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

こちらのサイトやそのリンク先では、休業手当の支払義務等、労務に関するQ&Aが掲載されており、随時更新されています。

休業手当の支払義務に関して

は、①従業員が新型コロナウイルスに感染している場合には原則として休業手当の支払義務を負わないう、②感染の疑いがあるにとどまり会社の判断で休業させる場合には休業手当（平均賃金の6割）の支払義務を負う、③緊急事態宣言を受けて事業を休止する場合も、直ちに休業手当の支払が不要とな

るわけではなく、不可抗力による休業に該当するかどうかの問題となる、等がポイントになると考えます。なお、支払義務の有無とは別に、感染した又はその疑いのある従業員が、それを隠して出勤することがないように安心して休める体制を整える、という観点も考慮しておくことも考えられます。

◆経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」

こちらのサイトや、こちらのサイトに掲載されている「新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ」では、各種資金繰り支援制度や、それらの問い合わせ先、税や社会保険料の納税猶予に関する情報等が整理されています。

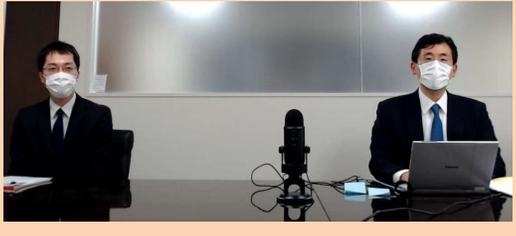
◆中小企業基盤整備機構「JET21 新型コロナウイルス関連（都道府県別）」

また、テレワークに関しても、労働基準法の適用に関する留意点等をまとめたガイドラインや、「テレワーク総合ポータルサイト」内にはテレワーク全般に関するQ&Aが掲載されています。

その他にも、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金や、中小企業を対象とする時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）等に関する情報も掲載されています。

WEBセミナー開催のご報告

令和2年4月17日（金）、「改正民法への実務対応」セミナーを、初となるWEB会議システムTeams（マイクロソフト）を用いて開催致しました。多数の方々にご参加頂きましたこと、心より御礼申し上げます。今後も弊所では定期的に、WEBセミナーを開催させて頂く予定です。ご希望のテーマ等がございましたら、お気軽にご連絡頂ければ幸いです。



事務局 法律事務所の在宅勤務

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、弊所においても4月中旬より、在宅勤務を開始致しました。VPN接続及びファイアーウォールなどのセキュリティ対策を強化し、在宅勤務に関する所員の新たなルールを作成・遵守し、お客様からお預かりしている情報の漏洩を厳格に防止するための対策を徹底しております。対応の迅速さなど、できるだけお客様にご迷惑をおかけしないよう努めますので、何卒ご理解いただければ幸いです。押印が必要な書類の作成、郵便物の送受信など、事務所でなければできないこともあります。2025年度から民事裁判手続きを全面オンライン化すると動きもあります。事務局でも、このような流れに乗り遅れることのないよう、情報収集に努めたいと思います。（事務局）